**ながさきエコライフ広報業務委託**

**企画コンペ実施要領**

**１　概要**

（１）件名　　　　　ながさきエコライフ広報業務委託

（２）履行場所　　　指定場所

（３）業種等　　　　「広報･宣伝･広告」業種で「優先順位が3位以内」の「市内・認定市内」に登録がある者であること。

（４）概要　　　　　「ながさきエコライフ・フェスタ」の開催について、チラシ制作、広報誌用データ制作、SNS・WEB広告配信、テレビCM放送、ラジオ放送を行う。

（５）履行期間　　　契約締結日～令和6年11月24日（日）

（６）実施条件等　　別紙のとおり

（７）契約限度額　　2,977,700円（消費税相当額を含む）を上限とする。

（８）契約保証金　　要　(契約金額の100分の10以上。ただし、長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第34条第1号又は第3号に該当する場合は免除)

**２ 参加者の資格に関する事項**

参加者は次に掲げる要件をすべて満たしていること。

（１）長崎市契約規則（ 昭和39年長崎市規則第26号） 第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。） に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。

（２）長崎市物品等競争入札有資格者名簿に登録されている者であること。

（３）（２）の名簿に地域区分が市内又は認定市内としての登録がある者であること。

（４）市からの参加要請日現在において、「１（３）業種等」に記載する条件を満たしている者であること。

（５）長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（ 平成7年11月7日施行） 及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（ 平成24年長崎市告示第85号）の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（ 平成16年長崎市告示第305号） 及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号） の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。

（６）会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者(更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)でないこと。

（７）会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。

（８）本コンペに参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。

（９）本業務の履行能力がある者であること。

**３ スケジュール（予定）**

|  |  |
| --- | --- |
| 資料配布期間 | 令和6年9月18日（水）から |
| 質問受付 | 令和６年９月18日（水）正午から  令和６年９月24日（火）正午まで |
| 質問回答 | 令和６年９月25日（水）正午から  令和６年９月26日（木）まで |
| 提案意思確認書　提出期限 | 令和６年９月27日（金）17時00分まで |
| 提案書　提出期限 | 令和６年10月2日（水）正午まで |
| 審査会実施日 | 令和６年10月4日（金） |
| 選定結果通知 | 令和６年10月7日（月）まで |
| 契約締結 | 令和６年10月上旬 |
| 業務期間 | 契約締結日～令和６年11月24日（日）  （広報誌データ制作）契約締結日～令和６年10月11日（金）  （チラシ納品）　　　契約締結日～令和６年10月25日（金）  （CM・SNSデータ制作）契約締結日～令和６年10月25日（金）  （CM放送・広告配信）令和６年11月2日（土）～令和６年11月22日（金）  （当日ラジオ放送）　令和６年11月23日（土）、令和６年11月24日（日） |

**４　資料等の配布について**

　　様式等、関係資料については長崎市ホームページにより公開するものとし、参加者が自らダウンロードして入手するものとする。

　　【長崎市ホームページアドレス】

https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/171000/171200/p040791.html

**５　質問の受付**

（１）受付方法

質問書（様式１）に記入の上、電子メールにより下記送信先に送信すること。市の担当者が受信を確認した場合は、送信されたアドレスに対し受信した旨の返信を行う。

（２）受付期間

令和６年9月18日（水）正午から令和６年9月24日（火）正午まで

※期間内かどうかは電子メールに記載された「送信日時」によるものとする。

（以下全手続きにおいて同じ。）

（３）送信先

長崎市ゼロカーボンシティ推進室　担当　浜辺

E-mail: zero\_carbon@city.nagasaki.lg.jp

（４）質問に対する回答

令和６年9月25日（水）正午～令和６年9月26日（木）質問者に対し、質問書記載の電子メールアドレスへ個別に回答する。

**６ 参加表明の手続き**

1. 提出書類　　　提案意思確認書（様式２）
2. 提出期限　　　令和６年9月27日（金）17：00必着

（３）提出方法　　　電子メールによるものとし、送信先は「５（３）」と同様とする。

（４）受領確認　　　市の担当者が受信を確認した場合には、送信されたアドレスに対し受信した旨の返信を行う。

（５）資格確認　　　市は提案意思確認書の提出があった者の資格確認を行い、相手方に対し資格の有無について通知（様式３）を行う。

**７　提案の手続き**

1. 提出書類　　ア　提案書（様式４）※市への登録印の押印必要

　　　　　　イ　チラシ、CM、SNS・WEB広告のコンセプト説明及び構成が分かる資料（任

意様式）

　　　　　　ウ　CM放送計画、SNS・WEB広告実施計画書（様式５）

エ　見積書

　　※次の項目の金額内訳が分かるように記載すること。

　（ア）チラシ制作（イ）広報ながさき折り込みデータ制作（ウ）CM制作

（エ）SNS・WEB広告（オ）ラジオ放送（カ）諸経費（キ）消費税

※契約が決定したものにあっては、後日紙ベースで提出すること。

1. 提出期限　　令和６年10月2日（水）12：00必着
2. 提出方法　　「６（３）」と同様。

（４） 受領確認　　市の担当者が受信を確認した場合には、送信されたアドレスに対し受信した旨の返信を行う。

**８ 審査会**

（１） 開催日時　　令和６年10月4日（金）（詳細は別途連絡）

（２） 審査会場　　別途連絡

※審査員、事務局関係者及び審査を受ける企画コンペ参加者のみ入室可とする。

（３） 実施方法　　提案書に基づきプレゼンテーションを実施し、審査委員による審査、評価を行う。

（４） 注意事項　　参加者が多数ある場合には、あらかじめ定めた審査基準に基づく事前審査（書類審査）を実施し５者程度に絞り込んだうえで、プレゼンテーションによる審査会を実施するものとする。

**９　審査項目、選定方法**

（１） 審査項目については、質問受付期間中に周知を行う。

（２） 選定方法については、審査、評価を行い、合計得点が最も高い提案を選定する。なお、合計得点が同点の場合は、上記基準におけるNo1の項目の合計得点が高い提案を選定するものとする。それでも同点の場合には、見積金額が安価である提案を選定する。

また、審査の結果、平均得点が０点となった項目がある提案については選定しない。

**１０　選定結果通知**

　　審査会後、選定結果を通知する。（様式6）

なお、選定結果については様式６に記載する内容以外は開示しない。

**１１　契約の締結**

（１）受託者決定後、速やかに契約を締結する。

（２）契約保証金　　　　要　(契約金額の100分の10以上。ただし、長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第34条第1号又は第3号に該当する場合は免除)

（３）契約書作成の要否　要

**１２　その他**

1. 提案者が参加資格を有しないことが判明した場合、その時点において当該提案者を失格として取り扱う。
2. 各手続きにおける提出期限以降の提出は認めない。

※提出期限以降における各種書類等の差し替え及び追加提出は認めない。

（３） 参加表明後、提案書の提出期限の前日までは参加を辞退することができる。この場合において当該者はその旨を記載した書面を「１３　担当連絡先」に持参し届け出なければならない。

（４） 関係書類の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とする。

（５） 提出された書類等は返却しない。

（６） 提出された書類等は参加資格の確認及び審査以外に提案者に無断で使用することはない。

（７） 提出書類等に虚偽の記載があった場合は、企画コンペの参加を認めない場合があるとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止等の措置を行う場合がある。

（８） 提案が選定された場合、ながさきエコライフ広報業務委託企画コンペの提案内容を遵守し業務を実施すること。本市が提案どおり実施されていないと判断した場合は、契約の解除、指名停止などの措置を行う場合がある。

（９） この業務により発生する権利は、受託者固有の知識及び技術を除きすべて本市に帰属する。

（10） 受託者は本業務を実施する際には市の担当者と密接に打ち合わせを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

**１３ 担当連絡先**

〒850-8685　長崎市魚の町4番1号13階

長崎市環境部ゼロカーボンシティ推進室　　担当　浜辺

電話：095-829-1251　FAX：095-829-1218

E-mail: zero\_carbon@city.nagasaki.lg.jp